

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。
- 2 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条が準用する旨定めている同法第10条において、再審査請求が不適法なものであり、その欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。

また、労災保険法第38条においては、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができると定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合に限られるものと解することが相当である。
- 3 本件についてみると、請求人は、通院日のみの休業補償給付の支給は違法・不当であり、全日数に対して支給すべき旨主張しているものの、一方において、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の休業補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）においては、「同年〇月〇日から同月〇日まで〇日間のうち〇日」と明記し、通院日と同日数の休業補償給付を請求する内容となっている。監督署長は、請求書記載の請求日数についての休業補償給付はすでに支給していることから、もはや本件再審査請求によって請求人が救済されるべき法的利益はない。
- 4 なお、請求人は、通院日のみの休業補償給付の支給の違法性について言及してい

るので、通院日以外の日について、休業補償給付を支給される可能性についても、一応検討するも、A医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、本人の意思があれば、本人にfitした作業があるかもしれませんと述べており、B医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、療養日のみ休業が必要と考える旨述べていることが認められる。また、両医師ともに請求書の医師証明欄において、診療実日数を療養のため労働できなかったと認められる期間（日数）としていることからみて、受診日のみを療養のため労働することができなかった日であるとして休業補償給付を支給した判断は、当審査会としても妥当であると考える。

- 5 また、本審査請求において、審査官は、速やかに要件審査を行い却下すべきところ、本件棄却と判断したことについては適当ではなく、今後、同種事案に対して適正に対応すべきことを付言する。

よって主文のとおり裁決する。